

平成 29 年 9 月 14 日 (木)

独立行政法人 労働政策研究・研修機構 (理事長 菅野和夫)
働き方と雇用環境部門 主任研究員 周 燕飛
(代表電話) 03-5903-6111 (URL) <http://www.jil.go.jp/>

平均収入は増加・高収入夫の妻の就業が一層進む

「第4回(2016)子育て世帯全国調査」結果速報

労働政策研究・研修機構は平成 28 年 11 月、子育て中の男女の仕事に対する支援策のあり方を検討するため、母子世帯(693)、父子世帯(86)とふたり親世帯(1,380)等計 2,159 子育て世帯の生活状況およびその保護者の就業実態や公的支援についての要望などを調査しました。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

調査結果のポイント

<平均世帯収入は増加、貧困率は改善>

子育て世帯の平均年収は 683.2 万円で、引き続き増加傾向にある。税込収入が 300 万円未満の低収入世帯は全体の 8.6%、調査開始以来もっとも低い割合である。可処分所得が貧困線未満の世帯の割合は、子育て世帯全体 10.2%、ふたり親世帯 6.0%、ひとり親世帯 43.0%、いずれも前回調査時より改善されている (5-6 頁、図表 1-1、1-2)。

<平均消費額は減少、貯蓄率は上昇>

家計費の月額平均は、子育て世帯全体 26.5 万円、ふたり親世帯 27.5 万円、ひとり親世帯 18.0 万円となっており、いずれも前回調査時より減少している。子育て世帯の平均貯蓄率は、子育て世帯全体 28.3%、ふたり親世帯 31.0%、ひとり親世帯 5.7%、いずれも前回調査時より上昇している(7 頁、図表 1-3)。

<夫が家計を管理する世帯が増加>

日々の家計の管理方法について、「妻が管理」と回答した世帯は、全体の 61.2%でもっとも多いが、前回調査時より 4 ポイント低下している。専業主婦世帯においては、「妻が管理」の割合は低下傾向が鮮明で、57.3%となっている。一方、「夫が管理」と回答した世帯は 12.9%となっており、割合が引き続き上昇している (8 頁、図表 1-4)。

＜高収入夫を持つ女性の就業が一層進む＞

高収入男性の妻ほど無業率が高いというダグラス・有沢法則が弱くなっている。妻の無業率は、夫の所得が第Ⅰ、第Ⅱ、第Ⅲと第Ⅳ四分位層においては、それぞれ 24.6%、24.2%、35.7%と 31.1%となっている。上位 25%収入層（第Ⅳ四分位層）夫を持つ女性の無業率は、前回調査時より 8 ポイント下がり、調査開始以降はじめて順位が 1 位ではなくなった（11 頁、図表 2-3）。

＜専業主婦は有業主婦より幸福感が強い＞

母親の 56.0%が「高幸福度」状態にいると自己評価している。「高幸福度」状態にいると評価した母親の割合は、貧困層 35.0%、中低収入層 52.5%、中高収入層以上 59.2%となっている。妻の就業有無別でみると、「高幸福度」状態にいると評価した母親の割合は、妻が無業のグループ 61.7%、妻が有業のグループ 51.7%となっている（12 頁、図表 2-4）。

＜父親の家事・育児参加は緩やかに増加＞

家事時間ゼロである父親の割合は、32.2%であり、前回調査時より 4 ポイント低下している。夫婦が行っている家事・育児の総量を 10 割として、父親がその 5 割以上を分担していると回答した世帯の割合は、前回調査時の 8.2%から 9.7%までに上昇している（13 頁、図表 3-1）。

＜正社員として働く母親が増加＞

無業である母親の割合は 28.2%で、前回調査の結果とほぼ同じである。一方、正社員である母親の割合は 24.6%で、前回調査時より 3 ポイント上昇している。正社員割合は、短大以上の高学歴母親が 28.8%で、低学歴母親に比べて 11 ポイント高い（19 頁、図表 4-1）。

＜「非正規・パート主婦」の約 7 割は、配偶者控除の収入限度額以内で働いている＞

非正社員として働く有配偶の母親、いわゆる「非正規・パート主婦」の 68.2%が、配偶者控除の収入限度額である 103 万円以内で働いている。「第 3 号被保険者」の収入限度額である 130 万円以内で働く者と合わせると、「非正規・パート主婦」の約 8 割がいずれかの限度額内に収まる収入額で働いている（20 頁、図表 4-2）。

＜正社員女性の 3 割弱に短時間勤務制度の利用経験＞

これまでに短時間勤務制度を利用したことがある母親の割合（時短経験率）は、10.8%である。正社員女性の「時短」利用がとくに進んでおり、時短経験率は、第 2 回(2012)調査時の 19.3%から 27.5%に上昇している（24 頁、図表 5-2）。

※詳細な調査結果は、JILPT 調査シリーズ No. 175 として公表予定。

I 調査の趣旨・目的

本調査は、2011年、2012年と2014年に行われた第1回、第2回と第3回「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」（略称：子育て世帯全国調査）に続く第4回調査である。

子育て世帯の生活状況と保護者の就業実態などを調査し、今後の保護者の仕事に対する支援策のあり方等を検討するための基礎資料を収集することが主な目的である。

II 調査の概要

1. 標本設計

- ① 母集団：末子が18歳未満のふたり親世帯またはひとり親世帯
(いずれも核家族世帯に限らず、祖父母等親族との同居世帯を含む)
- ② 調査対象地域：全国
- ③ 調査地点数：175
- ④ 標本数：ふたり親世帯2,000 ひとり親世帯2,000
- ⑤ 標本抽出方法：住民基本台帳から層化二段無作為抽出

2. 調査方法

訪問留置回収法

3. 調査期間

2016年11月～12月（原則として11月1日時点の状況を調査）

4. 回収状況

(調査設計ベースでの世帯類型別有効回答数と有効回収率)

世帯計	有効回答数 2,159 票 (有効回答率 54.0%)
ふたり親世帯	有効回答数 1,190 票 (有効回答率 59.5%)
ひとり親世帯	有効回答数 969 票 (有効回答率 48.5%)

(本人確認・回答状況等に基づいて入れ替えを行った後の世帯類型別有効回答数)

○ふたり親世帯	1,380 票 (うち、32 票は父親回答)
※原則として、ふたり親世帯の場合は、母親が調査票に回答するよう依頼している。	
○母子世帯	693 票
○父子世帯	86 票
○その他世帯	0 票

2,159 有効回答票のうち、調査設計ベースでの世帯類型と実際の世帯類型が一致するのは、1,943 票 (90.0%) である。一方、調査設計ベースでの世帯類型と実際の世帯類型が一致しないのは、216 票 (10.0%) である。

Ⅲ 回答者属性

図表 A-1 は、世帯および母（父）親の基本属性について、厚生労働省が行った 2 つの全国調査－「国民生活基礎調査 2016」、「全国母子世帯等調査 2011」－と「子育て世帯全国調査」との比較である。

世帯人員数、子ども数、末子の年齢、保護者の平均年齢、同居率等の世帯属性について、本調査の平均値は、他の 2 つの全国調査とほとんど変わらないことが分かる。なお、「全国母子世帯等調査」と比べ、本調査では母子世帯の母親の有業率、就業所得、ひとり親の持家比率はやや高めになっている。

図表 A-1 基本属性の比較

	ふたり親世帯					母子世帯					父子世帯*				
	子育て世帯全国調査				国民生活 基礎調査 2016	子育て世帯全国調査				全国母子 世帯等調 査2011	子育て世帯全国調査				全国母子 世帯等調 査2011
	第1回 (2011)	第2回 (2012)	第3回 (2014)	第4回 (2016)		第1回 (2011)	第2回 (2012)	第3回 (2014)	第4回 (2016)		第1回 (2011)	第2回 (2012)	第3回 (2014)	第4回 (2016)	
世帯人員 (人)	4.5	4.3	4.3	4.2	4.0	3.6	3.4	3.3	3.3	3.4	3.9	3.9	3.3	3.5	3.8
子ども数 (人)	2.1	2.1	2.1	2.1	1.7	1.8	1.8	1.9	1.9	N.A.	1.9	1.9	1.8	1.9	N.A.
末子の年齢 (歳)	7.6	7.8	7.6	7.3	N.A.	10.1	10.3	10.3	10.4	10.7	11.0	11.9	11.9	10.8	12.3
親との同居率	24.4%	18.9%	22.5%	15.6%	14.7%※	39.8%	33.4%	31.1%	34.0%	28.5%	57.9%	58.5%	36.5%	44.6%	50.3%
本人または配偶者名義の持家比率	58.8%	56.7%	58.4%	62.2%	N.A.	18.4%	21.2%	16.7%	20.3%	11.2%	50.1%	47.6%	43.6%	43.9%	40.3%
母（父）親の有業率	60.0%	68.3%	70.6%	69.7%	67.2%※	84.1%	86.1%	88.6%	87.2%	80.6%	94.5%	96.8%	88.2%	93.4%	91.3%
母（父）親の就業状況－無業	40.0%	32.5%	30.4%	30.3%	32.8%※	15.9%	13.9%	11.5%	12.8%	15.0%	5.5%	3.2%	11.8%	6.6%	5.3%
－正社員	16.7%	21.4%	19.8%	22.9%	21.9%※	32.0%	31.6%	38.2%	36.9%	31.7%	78.9%	62.7%	66.0%	75.7%	61.3%
－パート・アルバイト	29.4%	31.9%	34.4%	34.4%	31.1%※	34.4%	33.9%	33.6%	30.9%	38.2%	0.6%	2.7%	1.9%	4.5%	7.3%
－派遣・契約社員等	13.8%	14.3%	15.4%	12.4%	14.2%※	17.7%	20.6%	16.7%	19.3%	15.1%	15.1%	31.4%	20.3%	13.2%	26.1%
母（父）親の年齢 (歳)	39.6	40.0	40.1	40.5	N.A.	39.8	40.1	40.2	40.7	39.7	44.3	43.7	43.8	44.5	44.7
母（父）親の最終学歴－中学校	4.7%	4.0%	3.3%	2.4%	N.A.	8.0%	11.5%	10.3%	12.4%	13.3%	4.2%	13.2%	14.1%	11.7%	15.4%
－高校	37.6%	37.6%	32.8%	31.9%	N.A.	46.9%	46.4%	43.2%	43.4%	48.0%	55.6%	45.1%	39.3%	44.0%	51.6%
－短大・高専・専修学校他	40.3%	41.5%	42.1%	41.5%	N.A.	34.8%	34.7%	35.9%	34.0%	31.8%	12.2%	15.7%	15.0%	10.9%	17.4%
－大学・大学院	17.4%	16.9%	21.8%	24.2%	N.A.	10.3%	7.5%	10.6%	10.2%	6.9%	28.1%	26.1%	31.7%	33.5%	15.6%
世帯所得 (税込、万円)	628.8	672.6	702.3	727.5	707.8	302.0	330.4	329.0	326.9	291.0	547.7	573.9	425.3	526.7	455.0
母（父）親の就業所得 (万円)	115.0	133.0	119.6	139.4	N.A.	174.6	200.4	236.1	223.8	181.0	425.2	446.1	376.5	472.2	360.0
有効回答数	1,435	1,508	1,416	1,380	－	699	621	724	693	1,648	84	65	53	86	561

注：(1)復元倍率（母集団数／有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2)ふたり親世帯の場合、就業状況、就業所得、年齢および学歴は母親についての集計結果である。パーセンテージは、無回答を除いた構成比である。

(3)国民生活基礎調査の数値は、18歳未満の児童のいる世帯全体（ひとり親世帯を含む）についてのものである。ただし、「親との同居率」は児童のいる世帯のうち三世帯世帯の割合を引用している。有業率と就業状況は、末子の母親についての数値である。そのうち、※のある数値は、「平成 28(2016)年国民生活基礎調査」の公表値を元に筆者が算出したものである。

IV 調査結果の概要

1 経済状況

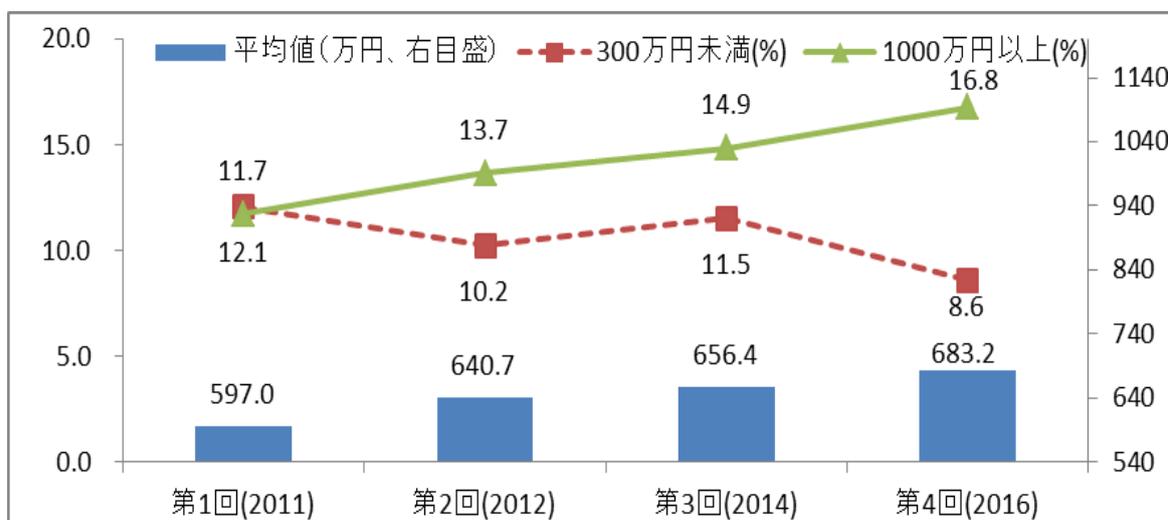
(1) 年間収入

子育て世帯の平均税込収入（調査前年分）は683.2万円で、第1回(2011)調査以降は増加傾向にある。

税込収入が300万円未満の低収入世帯は全体の8.6%を占めており、過去のいずれの調査に比べても割合が減少している。税込収入が1,000万円以上の世帯は全体の16.8%であり、高収入世帯の割合に上昇傾向が見られる（図表1-1）。

- ☑ 子育て世帯の平均税込収入は引き続き増加
- ☑ 年収300万円未満の低収入世帯の割合は減少

図表 1-1 子育て世帯の税込収入の推移



注：ひとり親世帯のオーバーサンプリングと地域ブロックごとの有効回収率の違いを補正した集計値である。以下同じ。

(2) 相対的貧困率

子どものいる世帯を所得の高い順に並べ、全体の真ん中にくる世帯の所得の半分を貧困線として、それ未満の所得で暮らす貧困世帯の割合を算出した。世帯規模が大きくなるにつれて、1人当たりの生活コストが低下傾向にあるため、世帯規模で調整された等価ベースの貧困線が用いられている。

可処分所得が貧困線（4人世帯の場合、244万円）未満の世帯の割合は、子育て世帯全体では10.2%、ふたり親世帯では6.0%、ひとり親世帯では43.0%となっている。子育て世帯全体の貧困率は、前回調査より3ポイント低下している。ひとり親世帯の貧困率が11ポイント改善されている（図表1-2）。

- 子育て世帯の貧困率は改善
- ひとり親世帯の貧困率は43.0%、前回調査時より改善

図表 1-2 世帯類型別・母親の就業形態別相対的貧困率(%)

(貧困率Ⅰ：可処分所得ベース；貧困率Ⅱ：税込収入ベース)

	世帯計	ふたり親世帯				全体	ひとり親世帯			
		全体	妻が 正社員	妻が非 正社員	妻が 無職		全体	母親が 正社員	母親が 非正社員	母親が 無職
第1回(2011)										
貧困率Ⅰ	14.0	11.1	7.6	11.9	12.7	37.9	15.5	59.5	52.4	42.5
貧困率Ⅱ	14.2	10.2	4.1	10.9	12.9	47.5	24.7	66.9	72.2	52.5
第2回(2012)										
貧困率Ⅰ	10.2	7.5	3.9	7.9	10.1	38.4	24.8	58.6	40.0	42.9
貧困率Ⅱ	12.7	9.3	4.3	10.8	11.5	43.2	24.1	61.6	67.8	46.7
第3回(2014)										
貧困率Ⅰ	13.2	7.3	3.7	6.1	11.8	54.2	31.0	74.8	67.4	55.8
貧困率Ⅱ	13.3	7.3	2.2	7.2	11.6	54.7	31.0	72.4	76.0	56.5
第4回(2016)										
貧困率Ⅰ	10.2	6.0	2.4	8.5	5.6	43.0	29.2	61.1	47.6	46.7
貧困率Ⅱ	12.0	7.2	2.4	8.5	9.6	48.1	30.7	67.0	64.0	51.8

注：(1)ふたり親世帯（全体）には、夫婦ともに無業の世帯が含まれている。

(2) 可処分所得ベースの貧困線は厚生労働省の公表値（2012と2015年名目値）通り、単身世帯では122万円、2人世帯では173万円、3人世帯では211万円、4人世帯では約244万円となっている。税込収入ベースの貧困線が、厚生労働省「国民生活基礎調査（各年）」の児童のいる世帯の中位税込収入Yと平均世帯人員数Nを用いて、貧困線の定義 $(Y/(2 \times \sqrt{N}))$ に従い、筆者が算出したものである。税込収入ベースの貧困線は、単身世帯では147.3万円(2011年)、153.2万円(2012年)、156.2万円(2014年)と159.9万円(2016年)であり、4人世帯では294.6万円(2011年)、306.4万円(2012年)、312.4万円(2014年)と319.8万円(2016年)である。

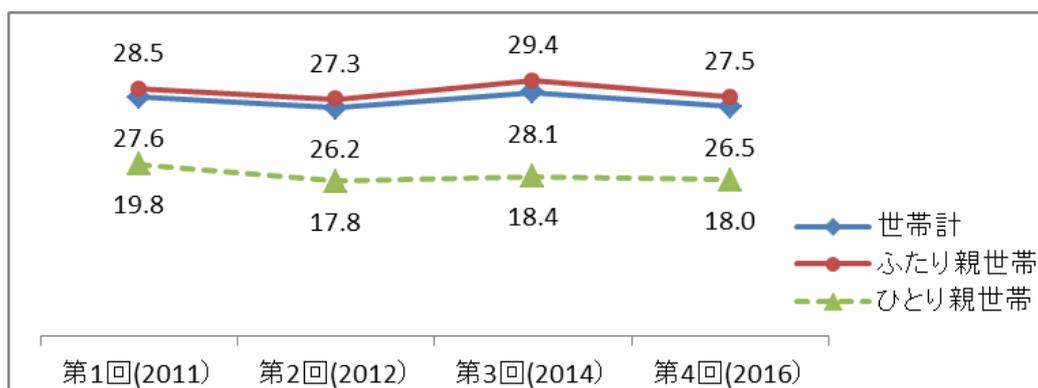
(3) 消費と貯蓄

食費、光熱費、住居費、被服費、耐久消費財購入費、交通・通信費、教養娯楽・交際費ならびに医療費に支出する家計費の月額平均は、子育て世帯全体 26.5 万円、ふたり親世帯 27.5 万円、ひとり親世帯 18.0 万円となっており、いずれも前回調査時より減少している（図表 1-3a）。

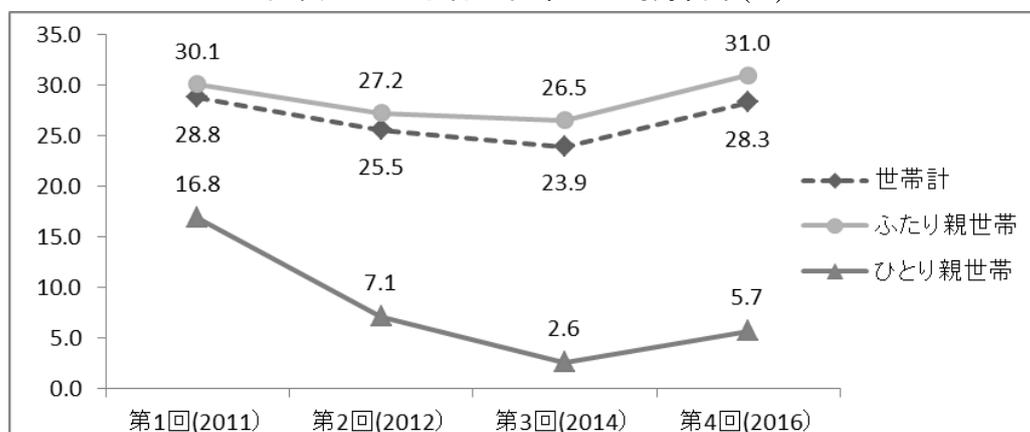
子育て世帯の平均貯蓄率は 28.3% であり、前回調査時より 4 ポイント上昇している。世帯類型別でみると、ひとり親世帯の平均貯蓄率は 5.7% となっており、ふたり親世帯の貯蓄率（31.0%）を大きく下回っている（図表 1-3b）。

- ☑ 子育て世帯の平均消費額は減少、貯蓄率が上昇
- ☑ 平均貯蓄率は、ふたり親世帯 31.0%、ひとり親世帯 5.7%

図表 1-3a 調査前月(10月)の消費支出(単位:万円)



図表 1-3b 子育て世帯の平均貯蓄率(%)



注：(1)貯蓄率=(年間可処分所得-家計費月額×12ヵ月)÷年間可処分所得
 (2)貯蓄率が±100%内に収まる世帯に関する集計値である。

(4) 家計の管理方法

日々の家計の管理方法について、「妻が管理」と回答した世帯は、全体の61.2%でもっとも多いが、前回調査時より4ポイント低下している。専業主婦世帯（「妻が無職」）においては、「妻が管理」の割合は低下傾向が鮮明で、57.3%となっている。

一方、「夫が管理」と回答した世帯は12.9%となっており、割合が引き続き上昇している（図表1-4）。

- ☑ 夫が家計を管理する世帯が増加
- ☑ 専業主婦世帯においては、「妻が管理」の割合は低下傾向が鮮明

図表 1-4 ふたり親世帯における家計の管理方法(%)

	N	妻が管理	夫が管理	夫婦ふたりで管理	予算を決めず、夫婦どちらも管理しない	その他	合計
第2回(2012)							
全体	1,459	65.4	9.9	17.0	6.2	1.6	100.0
妻が正社員	345	56.8	5.6	24.5	11.6	1.5	100.0
妻が非正社員	641	68.6	9.1	15.2	5.2	1.9	100.0
妻が無職	459	66.8	14.2	14.3	3.6	1.2	100.0
第3回(2014)							
全体	1,337	65.5	11.3	17.2	4.4	1.6	100.0
妻が正社員	288	59.4	6.8	21.0	9.1	3.6	100.0
妻が非正社員	618	71.2	8.9	15.2	3.0	1.6	100.0
妻が無職	380	61.2	17.2	18.3	3.1	0.2	100.0
第3回(2016)							
全体	1,348	61.2	12.9	20.4	5.3	0.2	100.0
妻が正社員	330	56.9	7.4	24.7	10.8	0.3	100.0
妻が非正社員	623	65.9	12.5	17.8	3.7	0.1	100.0
妻が無職	394	57.3	18.0	21.0	3.4	0.2	100.0

2 婚姻と男女役割分業

(1) 学歴面の同類婚

高学歴同士の結婚ならびに低学歴同士の結婚、いわゆる「同類婚 (Assortative mating)」は欧米諸国で増えている (Raymo and Iwasawa 2005¹)。日本でも、夫婦間の学歴に高い類似性がみられる。夫婦の最終学歴を4分類(「中学校」、「高校」、「短大・高専他」、「大学・大学院」)して比較すると、夫婦の学歴が同じである「同類婚」は、カップルの44.7%を占めており、割合としてはもっとも高い。

高等教育の普及により、夫婦ともに「大学・大学院」を卒業している高学歴カップルは、全体の17.9%を占めており、第1回(2011)調査時の12.9%より5ポイント上昇している。一方、低学歴同士のカップルが減少している(図表2-1)。

- ☑ 夫婦の学歴が同じである「同類婚」は4割強
- ☑ 高学歴同士のカップルは17.9%、第1回(2011)調査時より5ポイント上昇

図表 2-1 ふたり親世帯の夫婦間の学歴マッチング

妻の学歴	夫の学歴					夫の学歴				
	中学校	高校	短大・高専他	大学・大学院	合計	中学校	高校	短大・高専他	大学・大学院	合計
	第1回(2011) N=1,750					第2回(2012) N=1,701				
中学校	1.8	2.1	0.6	0.3	4.7	1.2	1.8	0.5	0.3	3.7
高校	3.0	22.6	5.5	7.2	38.3	4.6	19.9	5.2	7.7	37.4
短大・高専他	1.2	15.1	7.8	16.0	40.0	1.4	12.2	9.9	18.7	42.2
大学・大学院	0.3	2.1	1.7	12.9	17.1	0.1	1.9	1.9	12.8	16.8
合計	6.3	41.8	15.6	36.3	100.0	7.3	35.8	17.5	39.4	100.0
	第3回(2014) N=1,617					第4回(2016) N=1,702				
中学校	1.2	1.9	0.2	0.1	3.3	0.7	1.5	0.3	0.5	2.9
高校	2.7	17.9	6.4	6.2	33.1	2.7	15.6	6.8	7.5	32.6
短大・高専他	1.4	14.3	9.3	16.8	41.8	1.6	12.6	10.5	16.5	41.1
大学・大学院	0.4	2.6	2.5	16.3	21.9	0.4	3.2	1.8	17.9	23.4
合計	5.7	36.7	18.4	39.3	100.0	5.4	32.9	19.4	42.3	100.0

注：父子世帯、ふたり親世帯の父親回答票、学歴不詳票を除いた集計結果である。

¹ Raymo, J. and M. Iwasawa.(2005) "Marriage Market Mismatches in Japan: An Alternative View of the Relationship between Women's Education and Marriage." American Sociological Review 70:801-822

(2) 婚姻の安定性

結婚経験のある子育て女性の15.5%は、初婚の相手と離婚している。初婚の破綻率は、妻の学歴との間に負の相関関係が見られる。大学・大学院卒女性の初婚破綻率は8.1%でもっとも低く、中学校卒女性の初婚破綻率は42.9%でもっとも高い。

初婚破綻までの平均経過月数も、中学校卒層は65ヶ月であり、他の学歴層より短くなっている（図表2-2）。

- ☑ 妻が高学歴ほど、初婚の破綻率は低い
- ☑ 中学校卒女性の初婚破綻率は42.9%

図表 2-2 初婚の継続状況

	中学校 *	高校	短大・ 高専他	大学・ 大学院	合計	中学校 *	高校	短大・ 高専他	大学・ 大学院	合計
	第1回(2011)					第2回(2012)				
初婚からの経過月数	142	176	165	139	163	172	178	163	154	168
初婚継続率(%)	79.7	82.3	88.9	91.8	86.2	50.1	75.8	84.3	85.5	79.9
初婚破綻率(%)	20.3	17.7	11.1	8.2	13.8	49.9	24.2	15.7	14.5	20.1
(再掲)破綻までの平均月数	57	96	94	92	93	57	81	94	83	83
(再掲)3年以内に破綻(%)	53.6	23.8	21.3	35.4	25.8	42.3	27.8	28.2	26.9	29.7
N	76	666	624	248	1,644	90	677	701	262	1,741
	第3回(2014)					第4回(2016)				
初婚からの経過月数	168	178	166	146	166	144	183	168	144	166
初婚継続率(%)	50.5	78.9	85.0	93.3	83.5	57.1	79.4	86.9	91.9	84.5
初婚破綻率(%)	49.5	21.1	15.0	6.7	16.5	42.9	20.6	13.1	8.1	15.5
(再掲)破綻までの平均月数	68	89	95	98	89	65	96	102	99	95
(再掲)3年以内に破綻(%)	29.8	31.9	22.1	26.6	27.5	33.9	26.3	19.0	17.6	23.4
N	82	612	692	310	1,712	84	618	663	337	1,711

注：(1)「*」印のある項目の数値は、調査対象が少ないため利用上注意を要す場合を示す。以下同じ。

(2)初婚時期不明の回答票や、父子世帯とふたり親世帯の父親回答票を除いた集計値である。「学歴計」には、妻学歴不詳の標本が含まれている。

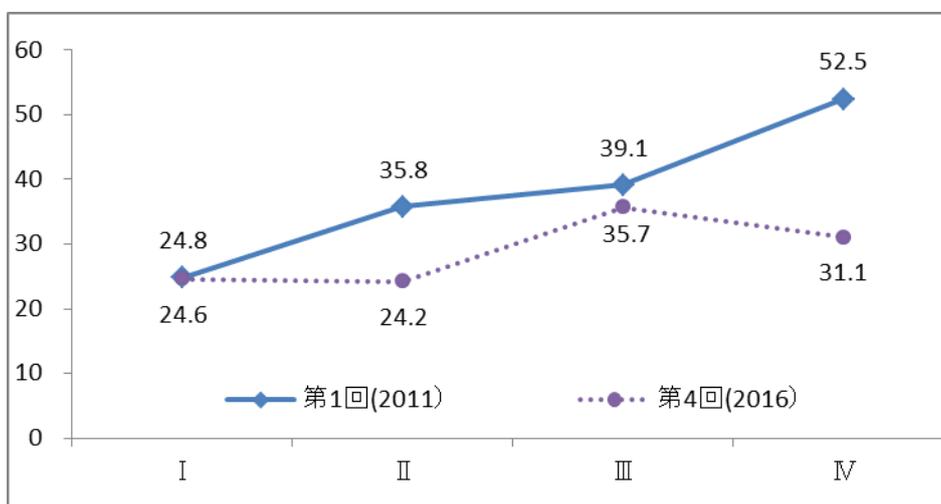
(3) 夫の所得階級と妻の就業状態

高収入男性の妻ほど無業率が高いという経験則は、ダグラス・有沢法則として知られている。複数の統計によれば、少なくともバブル経済が崩壊する1990年代前半までは、ダグラス・有沢法則は明確に成り立っていた。しかし、1990年代後半以降、高収入男性と高収入女性の同類婚が増えたことで、ダグラス・有沢法則は、日本では明確には成り立たなくなったとの見方が近年増えている。

本調査では、妻の無業率は、夫の所得が第Ⅰ、第Ⅱ、第Ⅲと第Ⅳ四分位層においては、それぞれ24.6%、24.2%、35.7%と31.1%となっている。上位25%収入層（第Ⅳ四分位層）夫を持つ女性の無業率は、前回調査時（39.0%）より8ポイント下がり、調査開始以降はじめて順位が1位ではなくなった。ダグラス・有沢法則を明確に確認できる第1回（2011）調査時と比較して、本調査では当該法則が弱くなっていることが分かる（図表2-3）。

- ☑ ダグラス・有沢法則が弱くなっている
- ☑ 上位25%収入層（第Ⅳ四分位層）夫を持つ女性の有業率が大きく上昇

図表 2-3 夫の税込収入四分位層別妻の無業率(%)



注：ふたり親世帯の母親による回答結果である。

(4) 幸福度

「この1年を振り返って、あなたは幸せでしたか」という質問に対して、「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点として母親にその評価点をたずねた。

母親の54.6%が8点以上の「高幸福度」状態にいると自己評価している。「高幸福度」層の母親の割合は、第3回(2014)調査に続き、上昇傾向にある。

世帯の収入階級別でみると、「高幸福度」状態にいると評価した母親の割合は、貧困層35.0%、中低収入層52.5%、中高収入層以上59.2%となっている。前回調査に続き、本調査でも世帯収入と妻の幸福度の間に正の相関関係がみられる。

妻の就業有無別でみると、「高幸福度」状態にいると評価した母親の割合は、妻が無業のグループ61.7%、妻が有業のグループ51.7%となっている。有業主婦に比べて、専業主婦の「高幸福度」の層が総じて厚い(図表2-4)。

- ☑ 世帯収入が高いほど、妻の幸福度が高い
- ☑ 専業主婦は有業主婦より「高幸福度」の層が総じて厚い

図表 2-4 属性別母親の幸福度の分布 (%)

	第3回(2014)					第4回(2016)				
	N	低	中	高	合計	N	低	中	高	合計
世帯類型別										
ふたり親	1292	2.7	43.2	54.2	100.0	1320	3.3	39.7	57.1	100.0
ひとり親	660	10.2	58.1	31.7	100.0	661	12.5	52.0	35.5	100.0
合計	1,952	3.6	44.9	51.5	100.0	1,981	4.4	41.1	54.6	100.0
世帯の収入階級別										
貧困層	258	8.1	67.6	24.3	100.0	186	13.3	51.7	35.0	100.0
中低収入層	407	4.9	54.5	40.6	100.0	446	5.7	41.9	52.5	100.0
中高収入層以上	753	1.9	37.2	60.9	100.0	802	2.8	38.1	59.2	100.0
合計	1,418	3.3	44.5	52.2	100.0	1,434	4.1	39.8	56.0	100.0
妻の就業有無別										
妻無業	455	2.9	35.9	61.2	100.0	474	4.0	34.3	61.7	100.0
妻有業	1432	3.9	49.3	46.9	100.0	1505	4.5	43.8	51.7	100.0
合計	1,887	3.6	45.5	51.0	100.0	1,979	4.4	41.1	54.5	100.0

注：(1)母親による回答結果である。ここでは、幸福度が「低(0-2点)」、「中(3-7点)」、「高(8-10点)」の3段階に区分されている。

(2) ここでの収入は、調査前年の税込収入を世帯人数の平方根で割った等価収入(E)のことである。

「貧困層」：Eが貧困線(中位値の50%相当)未満、

「中低収入層」：Eが貧困線以上中位値(貧困線の200%相当)未満、

「中高収入層以上」：Eが中位値(貧困線の200%相当)以上

3 家事・育児

(1) 父親の家事時間

炊事、洗濯と掃除といった家事に費やす時間がゼロ分である父親の割合は、32.2%であり、前回調査時より4ポイント低下している。家事を全く行っていない父親の割合は、妻が「無業」の世帯でもっとも多く、妻が正社員の世帯でもっとも少ない(図表3-1a)。

夫婦が行っている家事・育児の総量を10割として、母親(妻)に父親(夫)の分担割合についてたずねた。父親が家事・育児を全く分担していない(0割)と回答した世帯の割合は、12.9%であり、前回調査時より1ポイント低下している。父親が家事・育児の5割以上を分担していると回答した世帯の割合は、前回調査時の8.2%から9.7%までに上昇している(図表3-1b)。

- 家事を全く行っていない父親は引き続き減少
- 家事・育児の半分以上を分担している父親は全体の1割

図表 3-1a 母親の就業形態別家事時間ゼロである父親の割合(%)

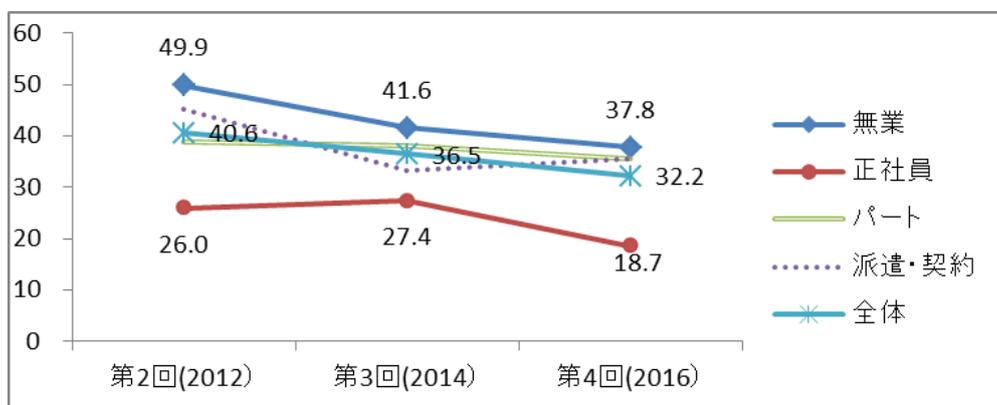
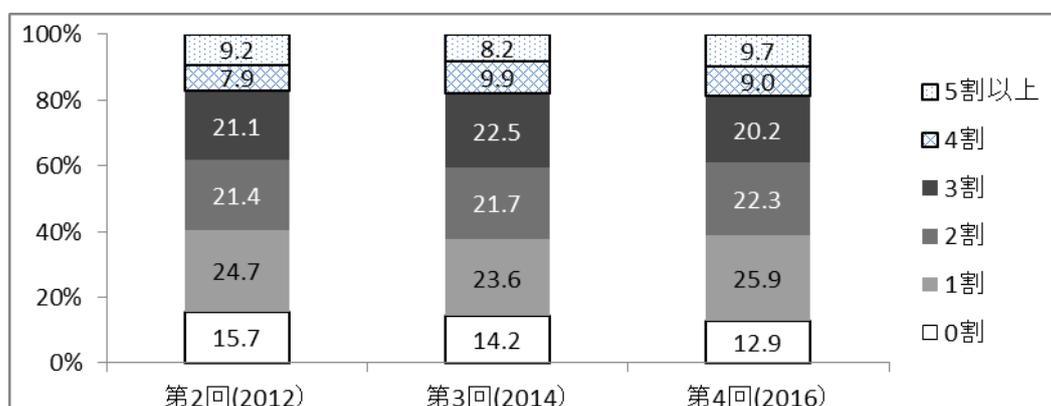


図 3-1b 父親の家事・育児の分担割合(%)



(2) 親子間の交流と養育費の受取率

母子世帯の約8割は離婚によるものである。しかし、離婚母子世帯のうち、(子どもの)父親から養育費を受取っているのは全体の2割未満である(厚生労働省「全国母子世帯等調査2011」)。離婚後の親子間交流が途絶えたことが、養育費不払いの一因と思われる。

本調査では、過去の1年間、父親と子どもとの面会や会話が「ほとんどない」または「まったくない」、いわゆる「面会交流なし」と回答した母親は、離婚母子世帯全体の68.2%を占めている。前回調査時と比べて、「面会交流なし」の割合が減少しておらず、むしろ増えている(2ポイント増)。

離婚母子世帯のうち、離婚した父親から養育費を受取っているのが16.2%となっており、前回調査時とほぼ同じ水準である。また、離婚した父親が子どもとの間に交流を続けている場合、養育費の受取率が高くなっている。離婚した父親が子どもとの間に「面会交流あり」の場合、養育費の受取率が25.1%で、「面会交流なし」の場合(12.0%)より13ポイント高い(図表3-2)。

- ☑ 離婚した父親と子ども間の「面会交流なし」の割合が増加
- ☑ 「面会交流あり」の場合、養育費の受取率は13ポイントも高くなる

図表 3-2 父親と子どもとの面会交流の有無別養育費の受取率(%)

	第2回(2012)			第3回(2014)			第4回(2016)		
	面会交流なし	面会交流あり	全体	面会交流なし	面会交流あり	全体	面会交流なし	面会交流あり	全体
構成比	62.5	37.5	100.0	65.8	34.3	100.0	68.2	31.8	100.0
(養育費の受取状況)									
受取っていない	88.5	81.8	86.0	86.6	75.6	82.9	88.0	74.9	83.9
受取っている	11.5	18.2	14.0	13.4	24.4	17.2	12.0	25.1	16.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	287	168	455	305	154	459	359	172	531

注：(1)離婚が原因で母子世帯になった世帯を対象とした集計結果である。

(2)「面会交流あり」：父親が子どもと「年に数回」またはそれ以上の交流を持っている。

「面会交流なし」：父親と子どもとの交流が「ほとんどない」または「全くない」。

(3) 子どもの習い事・塾代

18歳以下の子どもがいる家庭にとって、習い事や塾代は主な教育支出の1つである。所得の多い世帯ほど、子どもの習い事・塾代は高くなる傾向にある。第1子に月額2万円超の高額な習い事・塾代をかけている世帯の割合は、「貧困層」2.3%、「中低収入層」7.5%、「中高収入層以上」18.4%となっている。

子どもの年齢階級別で高額な習い事・塾代を支出している世帯の割合をみると、中学校・高校生(12-18歳)が24.2%でもっとも高く、未就学児が1.3%でもっとも低い(表3-3)。

- ☑ 所得の多い世帯ほど、子どもの習い事・塾代は高くなる傾向
- ☑ 中高生がいる家庭の4分の1では、習い事・塾代が月額2万円を超える

図表 3-3 属性別第1子にかかる習い事・塾代の分布 (%)

	世帯類型別			第1子の年齢別			世帯の収入階級別		
	世帯計	ふたり親	ひとり親	0-5歳	6-11歳	12-18歳	貧困層	中低収入層	中高収入層以上
第2回(2012)									
出費がない(%)	45.2	44.0	54.3	74.5	29.2	41.3	59.8	54.4	37.6
1万円以下(%)	24.6	24.9	22.4	18.7	37.9	17.8	20.4	27.3	24.4
2万円以下(%)	15.9	16.4	12.1	5.5	22.0	17.0	13.3	12.0	18.5
2万円超(%)	14.3	14.7	11.2	1.3	10.9	23.9	6.5	6.4	19.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,679	1,171	508	367	543	769	130	426	718
第3回(2014)									
出費がない(%)	38.2	36.8	47.7	62.5	17.1	41.0	60.3	45.9	29.4
1万円以下(%)	29.0	29.6	24.5	27.0	43.2	18.9	23.6	29.9	31.7
2万円以下(%)	16.4	16.5	15.1	7.2	25.4	14.4	9.9	14.5	17.5
2万円超(%)	16.5	17.0	12.7	3.4	14.3	25.7	6.2	9.8	21.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,653	1,088	565	340	559	754	205	364	657
第4回(2016)									
出費がない(%)	45.3	44.4	52.1	73.5	19.8	46.8	69.8	52.2	40.8
1万円以下(%)	24.9	25.5	20.8	20.0	43.8	13.3	19.4	28.1	23.3
2万円以下(%)	15.6	15.9	13.3	5.3	24.1	15.7	8.6	12.1	17.4
2万円超(%)	14.2	14.2	13.9	1.3	12.3	24.2	2.3	7.5	18.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,655	1,079	576	385	524	746	147	383	705

注：(1)第1子が18歳以下の世帯に関する集計結果である。

(2)世帯の収入階級の定義は、図表2-4と同じ。

(4) 健康に問題のある子ども

第1子の健康状態についてたずねると、「持病あり」と回答した世帯は7.1%、「障害あり」と回答した世帯は3.4%である。ひとり親世帯の第1子における「持病あり」と「障害あり」の割合はそれぞれ10.0%と4.7%であり、ふたり親世帯より高くなっている。

出産年齢別でみると、35歳以上の高齢出産によって生まれる第1子の「持病あり」(8.5%)と「障害あり」の割合(4.5%)はやや高い。学歴別でみると、短大以上の高学歴母親の第1子は「障害あり」の割合(2.7%)はやや低い(図表3-4)。

- ☑ 第1子の7.1%が「持病あり」、3.4%が「障害あり」
- ☑ ひとり親世帯は子どもの健康問題を抱えている割合が比較的高い

図表 3-4 健康上問題のある子ども（第1子）の割合（%）

	世帯類型			高齢出産		母親の学歴		世帯の収入階級別		
	世帯計	ふたり親	ひとり親	いいえ	はい	高校以下	短大以上	貧困層	中低収入層	中高収入層以上
第2回(2012)										
おおむね良好	93.0	93.3	90.4	92.9	93.5	91.0	94.5	88.7	92.7	94.6
軽い持病あり	5.2	4.9	7.3	5.3	4.2	6.5	4.2	5.7	6.0	3.7
重病・難病あり	0.3	0.3	0.3	0.3	0.6	0.1	0.5	0.0	0.3	0.4
障害あり	1.5	1.4	2.0	1.4	1.7	2.4	0.8	5.6	1.0	1.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,644	1,154	490	1,452	192	712	888	126	419	694
第3回(2014)										
おおむね良好	93.1	93.7	88.3	92.7	95.5	92.7	93.2	88.8	94.2	93.6
軽い持病あり	5.6	5.3	8.0	5.9	4.3	5.7	5.8	7.4	5.3	5.2
重病・難病あり	0.4	0.4	0.8	0.5	0.2	0.8	0.2	1.5	0.2	0.4
障害あり	0.9	0.6	2.9	1.0	0.0	0.8	0.8	2.4	0.3	0.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,630	1,078	552	1,431	199	649	905	198	354	641
第4回(2016)										
健康状態—良い	91.1	91.7	87.1	91.6	88.9	88.7	92.6	90.5	88.5	94.0
持病有無—あり	7.1	6.7	10.0	6.9	8.5	6.6	7.2	7.3	10.9	6.4
障害有無—あり	3.4	3.3	4.7	3.2	4.5	4.6	2.7	2.7	6.7	2.3
N	1,605	1,051	554	1,372	233	653	915	143	372	671

注：(1)第1子が18歳未満の世帯に関する集計結果である。

(2)収入階級の定義は、図表2-4と同じ。

(3)第2-3回調査は、1つの四択設問(SA)による回答結果、第4回調査は3つの二択設問(いずれもSA)による回答結果であるため、数値の単純比較はできない。

(5) 子どものいじめ問題

子どものいじめ問題（加害者と被害者の両方を含む）で悩んでいる世帯の割合は、子育て世帯全体 5.2%、ふたり親世帯 4.9%、ひとり親世帯 7.2%となっている。いずれも前回調査時より割合が減少している。

世帯の収入階級別でみると、貧困世帯は子どものいじめ問題で悩んでいる割合が 11.5%でもっとも高い。

第1子の年齢層別でみると、小学生のいる家庭はいじめ問題で悩んでいる割合が 8.3%でもっとも高い（図表 3-5）。

- ☑ いじめ問題で悩んでいる世帯の割合は 5.2%、前回調査時より 1 ポイント減少
- ☑ ひとり親世帯と貧困世帯は、いじめ問題で悩んでいる割合が比較的高い

図表 3-5 属性別子どもの問題行動で悩む世帯の割合（%）

	世帯類型			第1子の年齢			母親の就業有無		世帯の収入階級別		
	世帯計	ふたり親	ひとり親	0～5歳	6～11歳	12～18歳	無業	有業	貧困層	中低収入層	中高収入層以上
第1回(2011)											
いじめ	5.0	4.7	7.3	1.8	7.4	5.5	6.5	4.2	11.6	4.6	3.6
非行	1.5	1.1	4.4	0.7	1.2	2.1	1.5	1.5	3.4	2.2	0.3
暴力	0.8	0.7	1.6	0.5	0.4	0.5	1.5	0.5	0.9	1.9	0.1
上記いずれか	6.2	5.7	10.5	1.8	8.2	7.2	8.5	5.0	13.5	6.7	3.9
N	2,154	1,398	756	361	590	809	630	1,524	283	565	787
第2回(2012)											
いじめ	7.4	7.2	8.9	3.9	10.8	8.0	7.9	7.2	16.3	7.5	5.7
非行	1.5	1.4	1.7	0.7	0.9	2.9	1.2	1.6	1.2	2.0	1.3
暴力	1.0	1.0	1.2	1.0	0.8	1.1	1.0	1.0	0.3	0.9	1.1
上記いずれか	8.5	8.3	10.4	4.2	11.1	10.1	8.5	8.6	17.5	8.8	6.6
N	2,112	1,458	654	373	542	776	545	1,546	158	529	858
第3回(2014)											
いじめ	6.1	5.6	9.9	2.0	7.8	7.6	7.0	5.8	8.0	8.6	4.5
非行	0.8	0.6	2.2	0.3	0.6	1.0	0.4	0.9	1.2	0.8	0.5
暴力	0.5	0.4	1.4	0.7	0.1	0.5	0.4	0.5	1.0	0.8	0.1
上記いずれか	6.9	6.2	11.7	2.5	7.9	8.5	7.4	6.7	8.4	10.0	4.9
N	2,073	1,339	734	343	552	764	456	1,546	262	430	780
第4回(2016)											
いじめ	5.2	4.9	7.2	2.8	8.3	4.4	5.3	5.1	11.5	5.1	4.7
非行	1.0	0.7	3.1	0.3	1.1	1.2	1.2	0.9	1.8	0.5	1.1
暴力	0.4	0.2	1.9	0.1	0.7	0.4	0.4	0.4	0.6	0.1	0.5
上記いずれか	5.8	5.4	8.8	2.8	8.9	5.4	6.0	5.8	12.8	5.6	5.4
N	2,092	1,344	748	381	527	756	481	1,607	186	458	856

注：世帯の収入階級の定義は、図表 2-4 と同じ。

(6) 子どもの不登校経験

小学校以上の子どもを持つ世帯のうち、いずれかの子どもが不登校の経験を持っている世帯の割合は、子育て世帯全体 4.8%、ふたり親世帯 3.7%、ひとり親世帯 11.3%となっている。第1子の年齢層別で見ると、不登校問題は中学生・高校生のいる家庭の間でより多く報告されている。

収入階級別で見ると、「貧困層」の世帯が抱える子どもの不登校問題はとりわけ深刻である。いずれかの子どもが不登校の経験を持っている世帯の割合が、「貧困層」(13.2%)は「中高収入層以上」(3.7%)の3.5倍である。一方、「貧困層」以外の所得層の間では、子どもの不登校問題を抱えている割合はそれほどの差がない(図表 3-6)。

- ☑ 子育て世帯の 4.8%は子どもの不登校を経験している
- ☑ ひとり親世帯と貧困世帯は、子どもの不登校問題はとりわけ深刻

図表 3-6 属性別子どもに不登校の経験を持つ世帯の割合 (%)

	世帯類型別			第1子の年齢別		世帯の収入階級別		
	世帯計	ふたり親	ひとり親	6-11歳	12-18歳	貧困層	中低収入層	中高収入層以上
第1回(2011)								
第1子に不登校の経験あり	3.3	2.7	7.6	0.9	6.3	6.1	4.1	1.1
いずれかの子どもに不登校の経験あり	4.8	3.9	10.8	1.0	8.2	10.3	5.8	2.0
いずれかの子どもが現在不登校中	1.0	0.8	2.6	0.0	1.9	3.8	0.8	0.2
N	1,696	1,055	641	600	812	231	446	632
第2回(2012)								
第1子に不登校の経験あり	3.1	2.7	5.7	1.7	5.2	3.4	3.1	2.7
いずれかの子どもに不登校の経験あり	7.2	6.5	11.7	1.8	8.4	13.0	8.1	5.2
いずれかの子どもが現在不登校中	1.4	1.2	2.5	0.2	1.2	3.0	1.9	1.0
N	1,604	1,063	541	539	779	127	399	670
第3回(2014)								
第1子に不登校の経験あり	2.9	2.4	5.7	0.5	5.6	5.8	2.7	2.5
いずれかの子どもに不登校の経験あり	5.1	4.3	9.8	0.7	7.8	7.5	5.9	4.1
いずれかの子どもが現在不登校中	0.7	0.6	1.6	0.0	1.4	2.9	0.5	0.2
N	1,604	984	620	565	772	216	338	615
第4回(2016)								
第1子に不登校の経験あり	3.0	2.3	6.9	2.1	4.9	3.9	3.0	3.0
いずれかの子どもに不登校の経験あり	4.8	3.7	11.3	2.1	6.4	13.2	4.5	3.7
いずれかの子どもが現在不登校中	1.3	0.9	3.7	0.4	2.0	3.2	1.4	1.0
N	1,596	960	636	528	763	155	374	659

注：(1)第1子が6歳以上の世帯に関する集計結果である。

(2) 世帯の収入階級の定義は、図表 2-4 と同じ。

4 仕事

(1) 母親の就業形態

無業である母親の割合は、28.2%で、前回調査の結果とほぼ同じである。母子世帯の母親と比較して、ふたり親世帯の母親の無業率が高い。末子の年齢が6歳未満の母親の無業率は42.2%であり、前回調査時より上昇している。

正社員である母親の割合は24.6%で、前回調査時より3ポイント上昇している。正社員割合は、短大以上の高学歴母親が28.8%で、低学歴母親に比べて11ポイント高い(図表4-1)。

- ☑ 母親の就業率は、前回調査の結果と横ばい
- ☑ 正社員である母親の割合が3ポイント上昇

図表 4-1 属性別母親の就業形態 (%)

	世帯類型			子ども数			末子の年齢			母親の年齢			母親の学歴	
	世帯計	ふたり親	母子	1人	2人	3人以上	0~5歳	6~11歳	12~18歳	20代	30代	40代以上	高校以下	短大以上
第1回(2011)														
無業	37.4	40.0	15.9	40.3	38.5	31.5	53.5	33.2	20.0	61.0	43.9	29.1	35.7	38.0
正社員	18.4	16.7	32.0	23.4	17.4	15.7	17.0	14.7	25.2	11.2	17.7	19.9	13.2	22.9
パート・アルバイト	30.0	29.4	34.4	24.4	30.8	34.2	16.6	37.7	38.7	24.6	24.5	35.1	37.8	23.3
契約・派遣社員等	14.3	13.8	17.8	12.0	13.3	18.6	12.9	14.5	16.0	3.2	14.0	15.9	13.3	15.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	2,055	1,356	699	568	975	502	650	659	635	137	867	1,051	926	1,022
第2回(2012)														
無業	30.4	32.5	13.9	30.5	31.6	27.7	43.8	23.6	20.4	41.6	35.3	25.4	30.1	30.1
正社員	22.6	21.4	31.6	28.6	22.1	17.0	20.2	22.3	25.9	14.4	22.1	23.9	15.8	28.1
パート・アルバイト	32.1	31.9	33.9	26.3	32.4	38.1	25.3	38.5	36.3	38.7	27.5	34.7	38.9	27.5
契約・派遣社員等	15.0	14.3	20.6	14.6	14.0	17.2	10.7	15.5	17.4	5.3	15.2	16.0	15.3	14.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	2,055	1,440	615	615	947	463	630	606	664	148	761	1,139	924	1,060
第3回(2014)														
無業	28.1	30.4	11.5	28.2	27.9	28.6	39.5	22.7	19.3	41.2	31.3	24.3	26.3	29.6
正社員	22.1	19.8	38.2	28.4	20.1	19.4	25.6	18.6	21.7	20.6	24.1	21.0	16.2	26.0
パート・アルバイト	34.3	34.4	33.6	26.9	37.7	35.0	22.2	43.6	40.0	29.6	30.6	37.3	41.4	29.8
契約・派遣社員等	15.6	15.4	16.7	16.5	14.3	17.1	12.7	15.2	19.0	8.6	13.9	17.4	16.2	14.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	2,012	1,309	703	544	951	453	600	610	617	137	762	1,112	806	1,076
第4回(2016)														
無業	28.2	30.3	12.8	33.6	26.7	24.4	42.2	20.6	16.0	44.3	35.8	21.8	27.8	28.1
正社員	24.6	22.9	36.9	29.4	23.3	22.8	25.8	23.6	26.8	22.5	25.6	24.2	18.0	28.8
パート・アルバイト	34.0	34.4	30.9	22.9	37.5	38.7	23.7	41.6	38.9	27.3	30.1	37.2	41.2	29.7
契約・派遣社員等	13.2	12.4	19.3	14.1	12.5	14.1	8.4	14.1	18.4	5.9	8.5	16.9	13.1	13.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	2,038	1,347	691	575	946	487	677	575	635	121	738	1,178	847	1,127

(2) 母親の就業収入

年間就業収入が300万円を超えている高収入層の母親は、全体の2割未満（18.9%）だが、調査開始以降でもっとも高い割合となっている（図表4-2a）。

非正社員として働く有配偶の母親、いわゆる「非正規・パート主婦」の約7割（68.2%）は、配偶者控除の収入限度額である103万円以内で働いている。社会保険料負担が免除される「第3号被保険者」の収入限度額である130万円以内で働く者と合わせると、「非正規・パート主婦」の約8割は、いずれかの限度額内に収まる収入額で働いている（図表4-2b）。

- ☑ 年収300万円以上の母親は、調査開始以降でもっとも高い割合
- ☑ 「非正規・パート主婦」の約7割は、103万円以内で働いている

図表 4-2a 年収300万円以上の母親の割合(%)

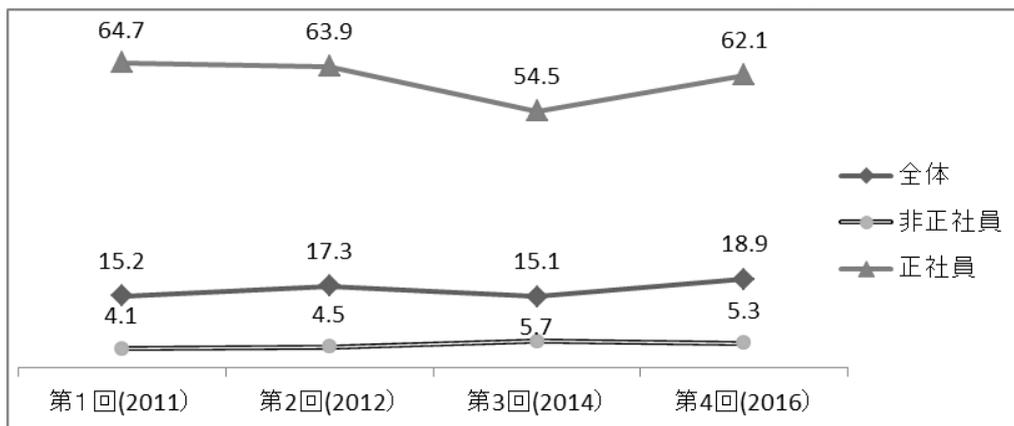
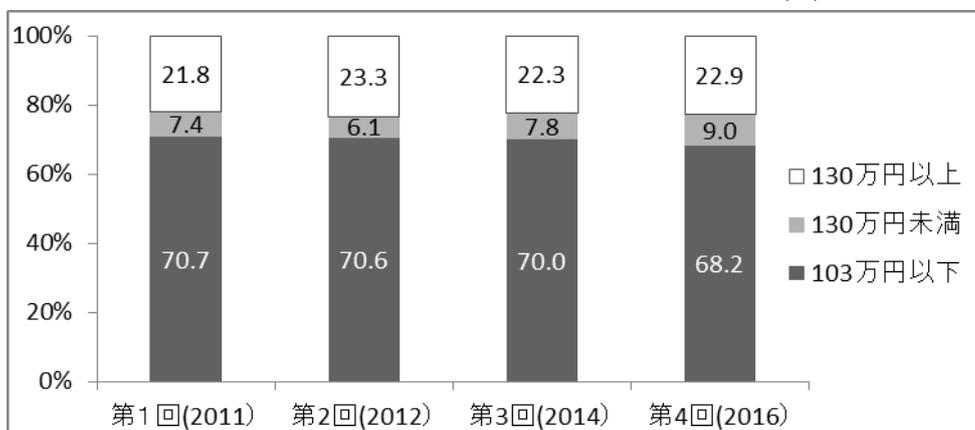


図 4-2b 「非正規・パート主婦」の年収分布 (%)



注：ふたり親世帯の非正社員として働く母親に関する集計結果である。

(3) 就業継続と雇用条件

有業母親におけるこれまでの職業キャリアコースを「継続型」と「中断型」という2つのカテゴリーに分けてみた。「継続型」就業者の割合は41.8%、前回調査時より2ポイント下落している。

職業経験年数の違いに加え、「新規学卒一括採用」によって正社員をリクルートする雇用慣行の影響などにより、「中断型」就業者と「継続型」就業者との間に、著しい就業条件の格差が生じている。「継続型」就業者は、正社員比率が高く、大企業に勤務する者が多く、また平均年収が高いのが特徴である。

同じく正社員の母親の内部においては、「継続型」正社員の平均年収は396.7万円となっており、「中断型」正社員の平均年収の1.5倍にあたる。前回調査時に比べて、両者の収入格差が拡大されている（図表4-3）。

- ☑ 「継続型」就業者は、「良い仕事」に従事している者の割合が高い
- ☑ 「中断型」正社員と「継続型」正社員との収入格差が拡大されている

図表 4-3 就業継続の有無別有業母親の就業条件

	第1回(2011)			第2回(2012)		
	継続型	中断型	全体	継続型	中断型	全体
	第1回(2011)			第2回(2012)		
構成比 (雇用条件)	37.1%	62.9%	100.0%	45.1%	54.9%	100.0%
平均年収(税込み、万円)	275.6	124.5	180.5	261.2	141.1	195.3
うち、正社員平均年収	396.6	284.6	360.7	395.4	273.8	358.6
正社員	57.4%	14.5%	30.4%	52.8%	19.5%	34.6%
官公庁・300人以上大企業勤務	30.1%	15.1%	20.7%	33.5%	19.3%	25.7%
非典型時間帯労働あり	13.5%	14.6%	14.2%	22.4%	18.0%	20.0%
平均通勤時間(片道、分)	22.4	18.0	19.6	24.1	18.1	20.8
うち、正社員平均通勤時間	25.7	20.8	24.1	29.8	23.9	28.1
N	434	740	1,174	532	689	1,221
	第3回(2014)			第4回(2016)		
構成比 (雇用条件)	43.6%	56.4%	100.0%	41.8%	58.2%	100.0%
平均年収(税込み、万円)	253.9	135.4	187.0	286.5	138.2	200.2
うち、正社員平均年収	349.0	291.9	333.4	396.7	264.1	354.1
正社員	55.9%	16.2%	33.5%	57.9%	19.7%	35.7%
官公庁・300人以上大企業勤務	29.2%	19.1%	23.5%	37.4%	18.8%	26.6%
非典型時間帯労働あり	16.8%	13.8%	15.1%	16.1%	14.2%	15.0%
平均通勤時間(片道、分)	23.0	17.7	20.0	24.2	18.2	20.7
うち、正社員平均通勤時間	29.1	22.6	28.0	30.3	20.6	27.2
N	495	662	1,157	513	739	1,252

注：継続型：学校卒業後、おおむね働き続けていると本人が回答しており、現在も就業中。

中断型：仕事を中断していたが、現在は再就職していると本人が回答している。

(4) 就業と健康

無業母親は総じて有業母親より健康状態が悪い。自分の健康状態が、「あまり良くない」または「良くない」と回答した者の割合は、無業母親が15.3%、有業母親が9.7%となっている。

ふたり親世帯の母親と比べて、母子世帯の母親、とくに無業母子世帯は健康状態が悪い。無業母子世帯の6割弱は、自分の健康状態が「(あまり)良くない」と回答しており、2人に1人(53.4%)に抑うつ傾向がある(図表4-4)。

- ☑ 無業母親は総じて有業母親より健康状態が悪い。
- ☑ 無業母子世帯の母親は、2人に1人に抑うつ傾向がある

図表 4-4 就業有無別母親の健康状態

	世帯類型			就業有無		(再掲) 母子	
	世帯計	ふたり親	母子	無業	有業	無業	有業
第2回(2012)							
健康状態が(あまり)良くない	11.9%	11.1%	18.8%	17.6%	9.4%	34.6%	16.4%
持病で通院していた	13.7%	13.2%	18.0%	16.1%	12.6%	32.2%	15.8%
入院していた	2.2%	2.3%	1.8%	2.0%	2.3%	3.0%	1.6%
CES-D抑うつ尺度得点(0-30点)	6.8	6.6	8.7	7.2	6.7	10.4	8.4
抑うつ傾向(CES-D得点11以上)	19.9%	18.4%	32.2%	24.2%	18.1%	46.3%	30.1%
N	1,865	1,324	541	510	1,355	75	466
第3回(2014)							
健康状態が(あまり)良くない	12.5%	10.7%	25.2%	12.5%	12.4%	50.2%	22.0%
持病で通院していた	15.2%	14.4%	21.2%	16.0%	14.9%	33.8%	19.6%
入院していた	1.6%	1.5%	2.1%	2.6%	1.2%	9.3%	1.2%
CES-D抑うつ尺度得点(0-30点)	6.5	6.2	9.3	6.2	6.7	12.9	8.8
抑うつ傾向(CES-D得点11以上)	18.0%	15.7%	35.0%	17.4%	18.2%	53.5%	32.6%
N	1,752	1,157	595	421	1,331	64	531
第4回(2016)							
健康状態が(あまり)良くない	11.3%	9.9%	21.7%	15.3%	9.7%	58.6%	16.8%
持病で通院していた	13.6%	12.7%	20.9%	14.4%	13.3%	38.8%	18.5%
入院していた	1.4%	1.4%	1.8%	1.2%	1.5%	5.2%	1.3%
CES-D抑うつ尺度得点(0-30点)	6.6	6.3	9.2	6.7	6.5	12.1	8.8
抑うつ傾向(CES-D得点11以上)	18.7%	16.7%	34.1%	19.3%	18.5%	53.4%	31.5%
N	1,881	1,247	634	452	1,429	77	557

注：CES-D抑うつ尺度は、最近の1週間で「普段は何でもないことで悩む」、「物事に集中できない」、「落ち込んでいる」、「何をするのも面倒だ」等10項目について、「ほとんどない」(得点0)、「1~2日」(得点1)、「3~4日」(得点2)、または「5日以上」(得点3)のどちらになるかをたずね、その合計得点をメンタルヘルスの指標とする。11という閾値(Cutoff-point)は、米国の臨床実験結果に基づくものである。

5 子育て世帯への支援制度

(1) 育児休業制度の利用

育児期の就業を支える代表的な制度が、「育児休業制度」である。1992年に育児休業法（現在の育児・介護休業法）が施行されて以来、育児休業取得者は年々増え、2013年の育児休業取得率は、女性が81.5%、男性が2.65%（厚生労働省「平成27(2015)年度雇用均等基本調査」）となっている。

子育て中の女性全体では、これまでに育児休業制度を利用したことがある者の割合（育休経験率）は25.3%であり、前回調査時より4ポイント上昇している。育休経験率は、調査開始以降、上昇傾向が続いている。

第1子の出生年別で見ると、直近の時期に出産した女性ほど、育休経験率が高い。育休経験率は、第1子を出産した時期が「1999年以前」では17.4%、「2000-2009年」では24.0%、「2010年-」では37.4%となっている。

育休経験率は、現在の雇用形態によって大きく異なる。正社員の育休経験率（64.6%）と非正社員の育休経験率（14.9%）との間に、大きな開きがある（図表5-1）。

- ☑ 子育て女性全体の「育休経験率」は25.3%、前回調査時より4ポイント上昇
- ☑ 2010年以降に第1子を出産した女性の「育休経験率」は37.4%である

図表5-1 属性別育休を利用したことがある母親の割合（%）

	世帯類型別			第1子の出生年別			雇用形態※		初職	
	世帯計	ふたり親	母子	～99年	00～09年	2010年～	非正社員	正社員	非正社員	正社員
第1回(2011)	17.8	18.5	11.8	14.6	21.1	26.8	10.0	57.4	6.8	20.7
N	2,055	1,356	699	1,069	830	79	944	473	438	1,604
第2回(2012)	19.6	20.8	10.9	14.6	21.4	42.8	9.7	59.4	16.8	21.1
N	2,077	1,456	621	948	891	130	987	508	460	1,561
第3回(2014)	21.1	22.2	13.0	16.5	21.2	35.1	14.3	57.4	15.8	23.7
N	2,092	1,368	724	706	942	261	1,003	534	466	1,458
第4回(2016)	25.3	26.2	18.9	17.4	24.0	37.4	14.9	64.6	17.4	27.6
N	2,041	1,348	693	525	962	452	977	570	485	1,518

注：(1)出産の前にすでに無業または退職していた母親を含む集計値である。

(2)※雇用形態別集計は、有業母親に関するものである。

(2) 育児のための短時間勤務制度の利用

2010年に施行された改正育児・介護休業法では、3歳未満の子どもを養育している労働者については、事業主は、希望すれば利用できる1日原則6時間の短時間勤務制度を講じることが義務付けられている。また、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者については、労働者区分に応じ、短時間勤務制度を講じることが努力義務とされている。

子育て中の女性全体では、これまでに短時間勤務制度を利用したことがある者の割合（時短経験率）は、10.8%である。時短経験率は、第2回(2012)調査時より5ポイント上昇している。正社員女性の「時短」利用がとくに進んでおり、時短経験率は、第2回(2012)調査時の19.3%から27.5%に上昇している。

また、直近の時期に出産した女性ほど、時短経験率が高い。時短経験率は、第1子を出産した時期が「1999年以前」では6.6%、「2000-2009年」では9.7%、「2010年以降」では17.9%である（図表5-2）。

- ☑ 子育て女性の10.8%は「時短」制度を利用したことがある
- ☑ 正社員女性の「時短」利用がとくに進み、3割弱に利用経験

図表5-2 属性別「時短」制度の利用状況（%）

	世帯類型別			第1子の出生年別			雇用形態※		末子年齢層※		
	世帯計	ふたり親	母子	～99年	00～09年	2010年～	非正社員	正社員	3歳未満	6歳未満	6歳以上
第2回(2012)											
利用経験あり	6.0	6.3	3.4	4.6	5.9	15.7	2.9	19.3	17.4	11.0	5.5
利用経験なし	94.0	93.7	96.6	95.5	94.1	84.3	97.1	80.7	82.6	89.0	94.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,885	1,362	523	852	838	127	889	451	156	196	910
第3回(2014)											
現在利用中	3.3	3.5	1.4	0.6	3.3	9.0	1.9	11.0	15.0	8.5	1.5
過去に利用	5.9	6.3	3.0	5.2	6.3	8.0	4.5	14.3	11.6	9.9	6.5
利用経験なし	90.8	90.2	95.6	94.2	90.4	83.0	93.6	74.7	73.4	81.6	92.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,888	1,258	630	645	882	241	907	484	156	196	910
第4回(2016)											
現在利用中	4.2	4.5	1.5	0.8	3.0	10.2	3.3	10.7	20.1	9.9	1.5
過去に利用	6.6	6.7	6.2	5.8	6.7	7.7	3.4	16.8	12.4	8.3	6.8
利用経験なし	89.2	88.8	92.4	93.4	90.3	82.1	93.3	72.5	67.5	81.8	91.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
N	1,924	1,287	637	499	918	428	922	533	194	201	972

注：※有業母親に限定した集計結果である。

(3) 就業支援制度の利用

子育て中の女性に手厚く就職支援を行う目的で、マザーズハローワークが2006年度から導入されている。また、ひとり親に職業訓練の資金を援助するために、「自立支援教育訓練給付金」と「高等職業訓練促進給付金」制度が2003年度に導入されている。前者は、指定教育訓練講座の受講費用の一部（費用の60%、最大20万円※調査時点）を助成する制度で、後者は看護師等専門職の養成機関の在籍費用の一部（月額7万500円～10万円、最大3年間※調査時点）を生活の負担の軽減を目的として助成する制度である。

マザーズハローワークを利用したことがある母親の割合は5.9%となっており、調査開始以来増加傾向が続いている。「自立支援教育訓練促進費」または「高等技能訓練促進費」を受けたことがある母親（母子世帯）の割合（以下「受給経験率」）は、それぞれ3.8%と3.6%である。前回調査時に比べて受給経験率は、「高等技能訓練促進費」がわずかに増えているものの、「自立支援教育訓練促進費」が逆に減少している（図表5-3）。

- ☑ 母親の5.9%にマザーズハローワークの利用経験、利用割合が引き続き拡大
- ☑ 「高等技能訓練促進費」の利用が拡大、「自立支援教育訓練促進費」の利用が減少

図表5-3 属性別就業支援制度を利用したことがある母親の割合（%）

	世帯類型別			母親の年齢			雇用形態※				
	世帯計	ふたり親	母子	20代	30代	40代以上	非正社員		正社員		
第1回(2011)											
マザーズハローワーク	2.4	1.8	7.5	3.6	3.3	1.5	3.6		1.0		
自立支援教育訓練給付金	0.9	0.5	3.7	1.8	0.7	0.9	1.1	(3.8)	0.2	(1.3)	
高等職業訓練促進給付金	0.8	0.7	2.3	1.2	1.5	0.2	0.8	(2.3)	1.8	(1.6)	
N	1,853	1,243	610	126	796	931	849	306	421	199	
第2回(2012)											
マザーズハローワーク	4.7	4.2	9.4	6.3	6.8	3.0	6.2		2.2		
自立支援教育訓練給付金	1.7	1.5	3.7	2.3	1.5	1.9	2.1	(2.6)	2.0	(5.5)	
高等職業訓練促進給付金	1.1	0.9	3.3	0.5	1.0	1.3	1.0	(3.6)	1.3	(2.5)	
N	1,907	1,375	532	138	730	1,034	898	277	459	163	
第3回(2014)											
マザーズハローワーク	5.7	4.9	11.6	11.3	8.5	3.1	6.1		4.6		
自立支援教育訓練給付金	1.7	1.2	5.0	0.0	2.0	1.6	1.9	(5.0)	1.6	(4.4)	
高等職業訓練促進給付金	1.0	0.8	2.9	0.6	1.9	0.5	1.2	(1.7)	1.0	(4.6)	
N	1,899	1,262	637	130	729	1,040	917	305	480	238	
第4回(2016)											
マザーズハローワーク	5.9	5.1	12.5	10.8	7.8	4.3	7.6		2.5		
自立支援教育訓練給付金	1.9	1.7	3.8	1.7	2.2	1.8	1.8	(4.5)	1.2	(3.0)	
高等職業訓練促進給付金	1.4	1.1	3.6	2.7	1.0	1.5	1.4	(2.5)	1.4	(5.3)	
N	1,938	1,288	650	118	704	1,115	930	320	536	242	

注：※有業母親に関する集計値。括弧の中の数値は、母子世帯に限定した集計値である。

(4) 拡充してほしい公的支援

育児と就業を両立する上で、拡充してほしい公的支援についてたずねると、「児童手当の増額」(60.2%)、「乳幼児医療費助成期間の延長」(27.5%)、「職業訓練を受ける際の金銭的援助」(12.9%)、「年少扶養控除の復活」(11.8%)といった「金銭的援助」の拡充を望む保護者がもっとも多く、そのいずれかを選択した保護者は、全体の73.6%を占めている。ふたり親世帯に比べて、ひとり親世帯は「金銭的支援」を選ぶ割合が比較的高い。

「(休日保育、延長保育等)保育サービスの多様化」(26.4%)、「病時・病後児保育制度の充実」(25.6%)、「保育所の増設」(24.7%)といった「保育サービス」の拡充を望む保護者も、全体の約半数(51.6%)を占めている。

一方、「育児休業の法定期間の延長」(10.5%)または「子の看護休暇の法定期間の延長」(6.3%)といった「休業・休暇の期間延長」を希望する保護者は比較的少なく、全体の15.2%である。3歳未満の児童の保護者は、「保育サービス」と「休業・休暇の期間延長」を愛好する傾向がある(図表5-4)。

- ☑ 望む公的支援の1位は「金銭的援助」、2位は「保育サービス」
- ☑ ひとり親と低学歴層は、「金銭的支援」を愛好する傾向がある

図表5-4 拡充してほしい公的支援(％、3つまでの複数回答)

	世帯類型別			学歴別		末子の年齢層別			世帯の収入階級別		
	世帯計	ふたり親	ひとり親	高校以下	短大以上	3歳未満	6歳未満	6歳以上	貧困層	中低収入層	中高収入層以上
第3回(2014)											
金銭的支援(①～④のいずれか)	75.8	74.9	82.2	79.8	72.8	74.6	79.3	76.5	84.6	80.3	72.1
保育サービス(⑤～⑦のいずれか)	50.3	51.4	43.1	43.7	55.2	69.6	59.9	41.2	40.6	50.4	54.5
休業・休暇の期間延長(⑧または⑨)	15.4	16.2	9.3	11.0	18.5	27.8	15.3	11.1	5.5	15.1	18.5
N	2,074	1,345	729	852	1,119	346	288	1,275	265	429	780
第4回(2016)											
金銭的支援(①～④のいずれか)	73.6	72.8	79.5	78.6	70.9	74.1	77.8	72.2	85.3	78.8	70.7
①児童手当の増額	60.2	59.0	68.3	65.1	57.7	61.5	66.9	57.8	78.7	66.0	56.3
②年少扶養控除の復活	11.8	11.7	13.0	12.0	11.5	16.3	14.0	9.8	20.5	12.5	11.8
③乳幼児医療費助成期間の延長	27.5	28.7	19.3	28.1	27.6	24.7	28.1	27.9	26.8	28.4	27.3
④職業訓練を受ける際の金銭的援助	12.9	11.6	21.6	16.4	10.6	8.1	9.9	15.4	26.4	13.5	10.7
保育サービス(⑤～⑦のいずれか)	51.6	53.1	41.0	47.3	54.2	68.2	58.1	43.6	36.0	51.1	55.5
⑤保育サービスの多様化	26.4	27.1	22.2	20.3	30.0	37.1	26.3	23.1	23.4	24.8	29.2
⑥保育所の増設	24.7	26.1	15.1	20.2	27.4	39.4	23.8	19.0	15.7	21.8	26.8
⑦病時・病後児保育制度の充実	25.6	26.4	20.1	22.0	27.7	26.2	31.6	23.8	15.1	23.8	28.2
休業・休暇の期間延長(⑧または⑨)	15.2	16.0	9.6	11.5	17.7	27.7	11.4	11.0	7.5	13.2	18.6
⑧育児休業の法定期間の延長	10.5	11.2	5.4	7.9	12.1	21.9	7.7	6.5	4.2	9.4	12.8
⑨子の看護休暇の法定期間の延長	6.3	6.3	5.7	4.8	7.3	9.5	4.8	5.3	5.4	5.5	7.2
N	2,119	1,360	759	900	1,161	380	321	1,268	191	465	865

注：収入階級の定義は、図表2-4と同じ。